公益社団法人高分子学会定款

第 1 章　総則

（名称）

第 1 条　本会は、公益社団法人高分子学会と称する。

（事務所）

第 2 条　本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第 2 章　目的及び事業

（目的）

第 3 条　本会は、高分子に関する科学及び技術の基礎的研究及びその実際的応用の進歩、学術文化の発展並びにそれらを担う人材の育成を図り、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 高分子科学及び技術に関する調査、報告、発信、議論
(2) 講演会、講習会、研究会、見学会の開催及び開催助成
(3) 会誌その他図書の刊行
(4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
(5) 人材育成に資する教育活動の奨励及び支援
(6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

2　前項の事業は、日本の国内外で行うものとする。

第 3 章　代議員及び会員

（法人の構成員）

第 5 条　本会の会員の種別は、次のとおりとする。会費は、細則に定める。

(1) 正会員　　本会の目的に賛同し、会費を納める個人
(2) 維持会員　本会の目的事業を支援し、会費を納める個人、法人又は団体
(3) 賛助会員　本会の目的事業に賛助し、会費を納める個人、法人又は団体
(4) 学生会員　大学又はこれに準ずる学校に在籍する学生であって高分子科学を修め、本会の目的に賛同し、会費を納める個人
(5) 公共会員　学校、図書館又は研究機関で、本会の事業に賛同し、会費を納める法人又は団体
(6) 名誉会員　本会に対し、特に功労のあったもののうちから理事会の議決をもって推薦する個人
(7) 終身会員　多年にわたり高分子の基礎又は応用科学の発展のため、顕著な業績を挙げ、本会の高分子科学功績賞を受賞した個人

2　前項第 6 号及び第 7 号の会員は、前項第 1 号の会員の権利を有する。

3　本会の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定する社員をいう。以下同じ）は、代議員選挙によって選出された代議員をもって社員とする。

4　代議員数は、本会各支部所属正会員、名誉会員及び終身会員数の比例とし、概ね各支部 100 名に 1 名の割合で選出する。

5　代議員は、本会支部及び推薦人（当該支部 20 名以上の本会正会員、名誉会員及び終身会員）により推薦された本会正会員、名誉会員及び終身会員（選挙年度 4 月 1 日現在）の中

から、代議員選挙により選出された会員をもって構成する。
6　本会正会員、名誉会員及び終身会員は、代議員に立候補することができる。その場合も前項の推薦を必要とする。
7　代議員選挙は、本会正会員、名誉会員及び終身会員（選挙年度 4 月 1 日現在）が選挙権を有する。理事会の決議により代議員を選出することはできない。
8　代議員選挙は、1 年に 1 度、原則として 2 月に実施することとし、代議員の任期は、選挙の次年度の 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの 1 年とし、再任を妨げない。ただし、代議員が代議員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
9　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
10　正会員、名誉会員及び終身会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。
(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
(3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
(4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
(5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
11　第 9 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

（会員の資格の取得）

第 6 条　本会の会員になろうとするものは、会費を添えて入会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第 7 条　本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、代議員総会において別に定める額を支払う義務を負う。
2　既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

（任意退社）

第 8 条　会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第 9 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1) この定款その他の規則に違反したとき
(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（資格の喪失）
第 10 条　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1）第 7 条の支払義務を 6 箇月以上履行しなかったとき
（2）総代議員が同意したとき
（3）当該会員が死亡し、又は解散したとき
2　代議員である正会員、名誉会員及び終身会員がその会員資格を喪失した時は、代議員資格も失うものとする。

第 4 章　代議員総会

（構成）
第 11 条　代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。
2　代議員総会をもって法人法上の社員総会とする。
（権限）
第 12 条　代議員総会は、次の事項について決議する。
（1）会員の除名
（2）理事及び監事の選任又は解任
（3）理事及び監事の報酬等の額
（4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（5）定款の変更
（6）解散、合併及び残余財産の処分
（7）その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び理事会で必要と認める事項
（開催）
第 13 条　代議員総会は、定時代議員総会として毎年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
（招集）
第 14 条　代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2　総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。
3　代議員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。
（議長）
第 15 条　定時代議員総会の議長は、会長がこれに当たる。臨時代議員総会の議長は、会議のつど代議員の互選で定める。
（議決権）
第 16 条　代議員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。
（決議）
第 17 条　代議員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なう。
（1）会員の除名
（2）監事の解任
（3）定款の変更

(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
(書面議決等)
第 18 条　やむを得ない理由のために代議員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を持って表決、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。
2　前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。
(議事録)
第 19 条　代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章　役員

(役員の設置)
第 20 条　本会に、次の役員を置く。
(1) 理事　12 名以上 30 名以内
(2) 監事　1 名以上 4 名以内
2　理事のうち 1 名を会長、5 名以内を副会長とする。また、1 名を常務理事とすることができる。
3　前項の会長、副会長及び常務理事をもって法人法上の代表理事とする。
4　代表理事を除く理事のうち 2 名以上 8 名以内を法人法上の業務執行理事とする。
(役員等の選任)
第 21 条　理事及び監事は、代議員総会の決議によって正会員、名誉会員及び終身会員の中から選任する。
2　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3　本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
4　本会の監事には、本会の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
5　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
6　理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
(理事の職務及び権限)
第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
3　会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会があらかじめ定めた順序によって副会長がその職務を代行する。
4　常務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の事務を補佐する。

（監事の職務及び権限）
第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べることができる。
（役員の任期）
第 24 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
4　理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第 25 条　理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。
（役員の報酬等）
第 26 条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対して、代議員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
（取引の制限）
第 27 条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
2　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
（損害賠償責任）
第 28 条　理事、監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員、名誉会員及び終身会員の同意がなければ、免除することができない。
（責任の免除又は限定）
第 29 条　本会は、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2　本会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100,000 円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章　理事会

（構成）
第 30 条　本会に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第 31 条　理事会は、次の職務を行う。
（1）本会の業務執行の決定
（2）理事の職務の執行の監督
（3）会長、副会長、常務理事及び支部長の選任及び解職
（4）代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
2　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（招集）
第 32 条　理事会は、会長が招集する。
2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
（決議）
第 33 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
3　本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の承認を要する。
（議事録）
第 34 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 7 章　諮問委員

（諮問委員）
第 35 条　本会に任意の機関として、1 名以上 25 名以内の諮問委員を置くことができる。
2　諮問委員は次の職務を行う。
（1）会長の相談に応じること
（2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3　諮問委員の選任及び解任は理事会において決議する。
4　諮問委員の報酬は、無報酬とする。

第 8 章　支部及び委員会

（支部の設置）
第 36 条　本会は理事会の議決を得て、必要の地に支部を置く。
（委員会）
第 37 条　本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

第 9 章　資産及び会計

（財産の種別）
第 38 条　本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。
2　基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3　前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。
4　その他の財産は基本財産以外の財産とする。
（事業年度）
第 39 条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第 40 条　本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
3　第 1 項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
（暫定予算）
第 41 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
2　前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
（事業報告及び決算）
第 42 条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時代議員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
4　第 1 項及び第 3 項に掲げる書類は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
（公益目的取得財産残額の算定）
第 43 条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 10 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 44 条　この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第 45 条　本会は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第 46 条　本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、代議員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
（残余財産の帰属）
第 47 条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条の第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章　事務局

（事務局設置等）
第 48 条　本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には職員を置く。
3　重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

第 12 章　公告の方法

（公告の方法）
第 49 条 本会の公告は、電子公告による。
2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報による。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2　本会の最初の代表理事は会長片岡一則、副会長明石満、副会長大野弘幸、副会長高原淳、副会長山岸隆、常務理事庭野正廣とする。
3　本会の最初の業務執行理事は、相田卓三、伊藤紳三郎、彌田智一、浦上忠、栗原和枝、高田十志和、原田明、八島栄次とする。
4　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
5　この定款の施行後最初の代議員は、第 5 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

（平成 23 年 9 月 29 日　総会決議　制定）
（平成 24 年 5 月 30 日　定時代議員総会　一部変更承認）
（平成 27 年 5 月 28 日　定時代議員総会　一部変更承認）
（平成 30 年 5 月 24 日　定時代議員総会　一部変更承認）
（令和　元年 6 月 13 日　定時代議員総会　一部変更承認）
（令和　4 年 6 月　9 日　定時代議員総会　一部変更承認）